令和４管理年度（令和４年１月１日から令和４年 12 月 31 日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考
さんま	全ての漁業	左記漁業がさんまの採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	2,090 トン	110 トン（５％）を県の留保とする
まあじ	全ての漁業	左記漁業がまあじの採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	現行水準	
まいわし太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	11,875 トン	625 トン（５％）を県の留保とする